

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 4 月 18 日

月 曜 日

号 外

目 次

告 示

| | |
|-------------------------|---|
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 | 1 |
| ○県営土地改良事業計画の変更に関する書類の縦覧 | 6 |

告 示

富山県告示第201号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営塩地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 4 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営塩地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年 4 月 20 日から平成28年 5 月 24 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法

律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第202号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営山本地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営山本地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年4月20日から平成28年5月24日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画(以下「計画」という。)については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第203号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営芹川柳原地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営芹川柳原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年4月20日から平成28年5月24日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴

えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第204号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営福田地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営福田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年4月20日から平成28年5月24日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができ

ません。

富山県告示第205号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営相ノ木中部北地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営相ノ木中部北地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年4月20日から平成28年5月24日まで

3 縦覧の場所

上市町役場

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第206号

県営土地改良事業計画の変更に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営若栗南部地区土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営若栗南部地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年4月20日から平成28年5月24日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）の変更については、土地改良法第87条の3第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画の変更については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が変更されたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が変更された日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第207号

県営土地改良事業計画の変更に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営滑川東部 2 期地区土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 4 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営滑川東部 2 期地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年 4 月 20 日から平成28年 5 月 24 日まで

3 縦覧の場所

滑川市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）の変更については、土地改良法第87条の 3 第 6 項で準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画の変更については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が変更されたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が変更された日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができません。

